

ヒグマ人身事故発生時の対応方針

1 趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した「北海道ヒグマ管理計画（平成 29 年 3 月策定）」第 2 章の 3 の方策「人身被害が発生した時対応」に基づき、加害個体による二次被害の発生防止に努めることを目的に、その対応方針を定める。

なお、今後の予防対策の資料として活用するため、事故の発生原因等の検証を行うこととする。

2 体制の整備

（1）捕獲体制

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条の鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、ヒグマによる人身事故発生時に迅速な対応ができるよう体制の整備に努めること。

（2）連絡体制

総合振興局又は振興局（以下、「振興局」という。）は、ヒグマによる人身事故が発生した場合に備え、あらかじめヒグマ対策会議などの機会を通じて、振興局、市町村、警察のほか、一般社団法人北海道猟友会の会員などの鳥獣被害対策実施隊員又は対象鳥獣捕獲員（以下「捕獲従事者」という。）などの関係機関が休日等においても速やかに情報を共有し対応できる連絡体制を整備すること。

また、環境生活部は休日等における振興局との相互の連絡体制を整備すること。

3 事故発生時の対応

（1）被害者の救助

市町村は、ヒグマによる人身事故の発生通報を受けたときは、捕獲従事者、消防などの関係機関に出動要請を行い、被害者の救助に取り組むとともに、2 の（2）の連絡体制により関係機関に連絡すること。

なお、鳥獣保護管理法第 9 条の捕獲許可では対応できないと思われるときは、振興局及び警察と協議のうえ対策を講じること。

（2）二次被害の発生の防止と情報収集

振興局は、市町村などからヒグマによる人身事故発生情報を受けたときは、担当職員を派遣するなどして事故情報の収集に努めるとともに、市町村、警察などが行う住民への注意喚起など二次被害の発生防止対策に協力すること。

また、振興局はヒグマの足跡の計測や体毛の採集など発生現場における痕跡を調査し、加害個体の情報の収集に努めること。

なお、痕跡調査の内容及び採取した試料の取扱い、送付方法等については別紙「ヒグマ人身事故発生時の痕跡調査について」によること。

〔二次被害等防止のための取組の例〕

項 目	関係機関
住民等への周知	市町村、振興局
加害個体の捜索及び捕獲 (捕獲許可、捕獲指示)	市町村、捕獲従事者 (振興局、警察)
事故現場の調査 (体毛など痕跡試料の採取)	市町村、振興局 ほか
立入り制限	土地管理者、警察、市町村
道路通行制限	道路管理者、警察、市町村

(3) 情報の伝達

振興局は、市町村からの通報などヒグマによる人身被害の発生情報を入手したときは、速やかに環境生活部に連絡する(電話速報)とともに、様式1「ヒグマ人身事故発生報告(第報)」により第一報をFAX又は電子メールで環境生活部に送信し、その後、新たな情報を入手次第、第二報以降を送信すること。

(4) 専門家からの助言

環境生活部は、必要に応じて地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター(以下「道総研」という。)のヒグマに関する研究職員及び北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員に入手した情報を随時提示するとともに、対応についての助言を求めるものとする。

4 事後調査

環境生活部は、人身事故発生の原因等を検証するため、関係機関の協力のもと、現地調査及び被害者などの関係者への聞き取り調査を行うこと。

事後調査の実施に当たっては、原則として、環境生活部が道総研へ調査を依頼し、依頼を受けた道総研は研究職員を事故現場等へ派遣し調査を実施することとする。

調査を実施した道総研は、クマ類人身事故調査マニュアル(日本クマネットワーク 2011年3月)に基づき結果を取りまとめ、環境生活部に報告すること。

5 概要情報の公表等

環境生活部は、道総研の調査結果報告を参考に様式2「ヒグマによる人身事故発生状況」の案を作成し、道総研及び北海道ヒグマ保護管理検討会の構成員から意見を聴取したうえで、生物多様性保全課のホームページで公表するものとする。

また、環境生活部は各振興局に対し公表内容を通知し、振興局は、市町村等関係機関に周知し、情報を共有することとする。

附則 本方針は平成30年3月7日より施行する。

ヒグマ人身事故発生報告（第 報）

月 日 時 分現在

発生日時	月 日 午前・午後 時 分(頃)			
発生場所	市町村			
被害者 (複数の場合は別紙 に同内容を記載)	住所			
	(ふりがな) 氏名	()		
		男・女	歳	職業:
	死傷の別	死亡 ・ 負傷 ・ 不明		
	症状			
	搬入先病院等			
発生状況	被害者の行動(鳴り物所持の有無含む)、加害個体の行動、通報の経緯、など			
加害個体	頭数、大きさ、子連れの有無、前掌幅数値など ※個体特定のための毛根等の回収の有無			
対応状況	加害個体 捜索 (実績及び予定)	捜索活動の内容(機関別出動人数など)、捜索結果など		
	安全確保 (実績及び予定)	住民や児童生徒等を対象とする活動内容等(巡回、広報車、チラシ配付など)		
	その他			

*前報から記載内容を追加したり修正したりした場合は右端の欄に○を付ける。

ヒグマによる人身事故発生状況

年 例目	
項 目	内 容
発生日時	平成 年 月 日 時 分
発生場所及び付近状況	住 所
	付近の状況
被害者情報	居住市町村
	年齢・性別 被害の状況
	鳴り物の携帯
発生状況	被害者の行動
	発生時間帯
加害個体の特徴	行動形態
	痕跡
	逃避行動等
対応状況	加害個体への対応
	住民への対応
考察	発生要因
	対策
その他	

ヒグマ人身事故発生時の痕跡調査について

人身事故発生時、加害個体に関する情報を収集する必要がある。以下のポイントに沿って痕跡の情報や試料の採取に努めること。

1 共通事項

痕跡や試料の状況が分かるよう、スケールを入れて写真を撮影すること。

2 前足跡幅

事故現場付近に足跡が残されている場合がある。足跡の向かった方向を記録するだけでなく、サイズも計測すること。

- ・得られる情報：個体の大きさや性別が推測できる可能性がある。
- ・計測方法：前足跡のもっとも幅が広い部分を計測する（図1左、矢印部分）。縦に長い足跡は後足なので、間違えないように注意すること。

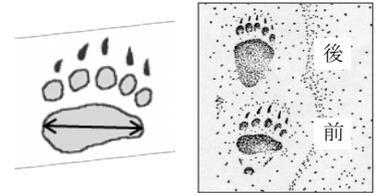


図1 ヒグマの足跡
後足の足跡が前足の前につくことが多い。

3 爪痕

足跡が不鮮明でも地面に食い込んだ爪痕だけが確認できる場合や、付近の木にクマが登った場合に爪痕を確認できることがある。

- ・得られる情報：個体の大きさや性別が推測できる可能性がある。
- ・計測方法：5本分の爪痕（新しいもの）が確認できた場合に爪痕の幅を計測する（図2、矢印部分）。5本分の爪痕が確認できなかった場合は、スケールを入れて写真撮影をするのみで良い。

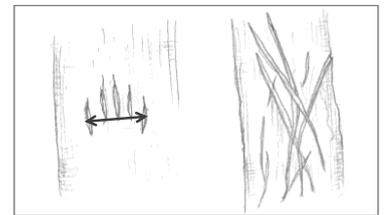


図2 ヒグマの爪痕とシカの角研ぎ痕

ヒグマの爪痕は指の本数分の痕が平行に並ぶ（左）。シカの角研ぎ痕は痕が交差する（右）。

4 遺伝子試料

- ・得られる情報：試料の状態が良ければ遺伝子分析により個体識別および性判別ができる。
- ・採取・発送方法：試料により異なる。それぞれ以下を参照のこと。
- ・試料発送先：〒043-0044 江差町字橋本町 72-1

北海道立総合研究機構環境科学研究センター 道南地区野生生物室

(1) 体毛

- ・事故現場の地面、被害者の衣服、クマの通り跡沿いの木や草、クマの寝跡などに体毛が付着している可能性がある。
- ・体毛に素手で直接触れないようゴム手袋もしくはピンセットで体毛を採取する。
- ・体毛は紙封筒に入れるか、ティッシュにくるむなど、乾燥可能なものに入れる。
- ・シリカゲルがある場合：紙封筒等とシリカゲルをともにチャック袋に入れて密封し、常温で乾燥状態を保つ。可能な限り速やかに常温で発送する。
- ・シリカゲルが無い場合：よく乾燥させた後、チャック袋に入れて冷凍する。冷凍便で発送する。

(2) 糞および食痕

- ・糞や食痕に素手で直接ふれないようにしてビニール袋に採取する。
- ・糞や食痕が複数ある場合は、もっとも新しそうなものを選択すること。
- ・速やかに冷凍し、冷凍便で発送する。

(3) 血痕

- ・被害者が抵抗してクマに傷を負わせた場合など、クマの血痕が現場に残されていることがある。
- ・草や落葉など、採取可能なものに血痕が付着している場合は、それごとチャック袋に採取する。
- ・地面など、採取困難なものに血痕が付着している場合は、ガーゼや綿棒等で血痕を拭き、チャック袋に入れる。血痕が乾いている場合はガーゼや綿棒等を水で湿らせてから拭うが、状況によって適当な採取方法が異なる場合があるため、可能であれば採取前に環境研道南地区野生生物室に相談する。

(0139-52-5456)

- ・ガーゼや綿棒を扱う際はゴム手袋を着用し、素手で触らないこと。
- ・採取した試料は速やかに冷凍し、冷凍便で発送する。